

包括外部監査の結果に対する措置状況

区分	項目	指摘内容	講じた措置等
入札及び契約制度について	下水道管渠布設工事に伴う水道管移設工事の効率的な実施について	同一地区をほぼ同一の期間にわたって施行する下水道管渠布設工事と、それに伴う水道管移設工事を複数の異なる工事業者が施行すれば、作業に無駄が生じ、契約金額の高騰、工事期間の長期化を招く恐れが高いと考えられる。したがって、両工事を1つの工事として入札し、同一の工事業者と契約することが望まれる。	下水道、上水道工事を同一工事として実施することが効率的で実施可能と思われるが、下水道工事については補助対象事業であるため、現在検討中である。現行では水道技術工事関係業者であれば、同一業者への指名競争入札で実施している。また、現在の上水道と下水道では歩掛が異なるため、同一工事としての発注は難しいが、同時発注として工事中の市民への迷惑は極力少なくしています。
料金等の徴収と債権管理について	債権管理資料の不備	長期滞納者のうち多額滞納者8債務者について滞留債権の管理状況を査閲したところ、2件について滞納整理カードが作成されていないことが判明した。滞留債権管理に関する資料は、将来裁判資料となる可能性もあるため、金額的に重要な債権については必ず作成するとともに、その保管には特に注意すべきである。	作成されていなかった債務者の滞納状況は把握していましたが、滞納整理カードの作成が手作業であったため、作成漏れが発生していました。そのため平成16年度に滞納整理コンピュータシステムの構築を予定しております。
	時効中断の不適用	過年度発生未収金については、徹底した債権管理を実施し、滞納者に対して回収努力を行うものの、事業年度末現在で発生から5年経過したものは地方自治法第236条第1項を準用して一律に不納欠損処理している。この未収金については、消滅時効を適切に管理し、債権発生から5年が経過したとしても、一律に不納欠損処理して債権回収を諦めるべきではない。一方、債務者の資産状況、支払能力等からみて、回収できないことが明らかになった場合には、5年未経過でも不納欠損処理すべきであり、その判断の客観的な基準を規定し、これに基づき責任者が判断を下した上で処理すべきである。	指摘のとおり、一律に不納欠損処理をするのではなく、後述の滞留債権の回収戦略を実行し、債務者の支払能力、資産状況を把握して5年という数字に縛られることなく、債権回収を持続するのか、不納欠損処理するのかを判断していくこととします。

	滞留債権の回収戦略	滞留債権の効果的、効率的な回収を図るためには、債務者の業務内容、取引規模、資力等を分析し、回収手段を選択、実行することが重要である。	債務者の現況を把握するため、滞納データ管理システムを導入し、訪問徴収、停水等の実施により、早期の債権回収に努めます。
業務委託管理について	検針委託業務及び料金徴収業務の隔月化	検針業務及び料金徴収業務を現行の毎月から隔月に変更することにより、検針業務委託料及び口座振替手数料の低減が期待できる。	現在の漏水件数の急激な増加傾向からすると、検針を隔月に実施した場合、漏水の発見が遅れ、漏水量の増加につながり、市民、水道局双方に大きな負担が強いられることが考えられます。また、料金徴収を隔月にした場合についても、下水道料金と合わせて徴収している世帯もあり料金が高額となり、低所得者の負担増が予想され毎月の定額収入者にとっては、生活のリズムが変動し、滞納の増加につながりかねないことも予想されるため当面は現行のまま実施していきます。

有形固定資産管理について	特別償却の計上漏れ	会計規程第80条で規定している資産については特別償却を実施することになっているが、一部の資産について固定資産システムへの入力ミスが原因で特別償却が実施されてなかった。	固定資産システムへの入力誤りであり、平成14年度決算時に修正いたしました。
	取替法の不適合	会計規程第79条に取替資産として経理する資産を規定しているが、そのうち口径50ミリメートル以下の配水管については、会計規程に反して取替法を採用していない。ただし、善通寺市水道局においては、口径50ミリメートル以下の配水管は頻繁に交換されるものではなく、正規の減価償却の実施が可能であるため、結果的により正しい会計処理となっている。したがって、会計規程第79条を改正すべきである。	指摘のとおり、口径50ミリメートル以下の配水管については頻繁に交換されるものではないことから、現行どおりの処理を行います。そのため、会計規程を改正します。

貯蔵品管理について	出庫伝票の起票漏れ	貯蔵品倉庫に保管されている現物と帳簿を比較したところ、不足しているものが散見された。これは在庫管理の責任の所在が明確でいため、現場で使用された資材についての出庫伝票の起票を失念してもチェックがかからず帳簿上残っていることが原因と推測される。今後は、在庫管理責任者を選任し、出庫伝票の承認を行うとともに、出庫伝票の起票漏れの防止につき責任をもって対処させるべきである。	指摘に基づき、在庫管理責任者を選任し貯蔵品の出入庫についての確認を行い、伝票の起票漏れの防止に努めています。
	実地棚卸の問題点	善通寺市水道局では実地棚卸の方法として、帳簿上の在庫数と実在庫数を照合する方法を採用していたため、事業年度末には実地棚卸を行わず、すべてのデータ入力完了を待って実地棚卸を実施している。これでは実在庫数が既に変動しているため、正確な実地棚卸は到底不可能である。そこで「棚卸票」方式による実地棚卸の採用が望まれる。	指摘のとおり、正確な在庫管理を行うため、平成14年度から「棚卸票」方式を採用し実施しております。
	在庫の保管状況	貯蔵品の保管状況を観察したところ、同一規格の資材が離れた場所に保管されている等、整理整頓されていなかった。実地棚卸の効率的な実施を行うことや、日々の出入庫をスムーズに実施するために、同一規格の資材をまとめて名称及び規格を記載したものを添付し、常に倉庫を整理整頓することが必要と判断する。	指摘のとおり、倉庫の資材の出入庫がスムーズにできるように整理整頓を実施し、維持管理に努めております。
	使用見込みのない資材在庫	平成14年8月1日に実施した実地棚卸の際、規格外等の理由で、使用見込みのない資材が散見された。不用品については、売却又は廃棄することと会計規程に規定されているが、過去にこのように処理された経緯はない。当該使用見込みのない資材は、早急に処分すべきである。	指摘に基づき平成14年度決算において、一部は善通寺市上下水道工事業協同組合に売却し、残りは棚卸除外品として処分いたしました。

中古量水器在庫の含み損	<p>使用している量水器を取り外して中古品として受け入れたものは、受入時の帳簿価額で貯蔵品在庫として資材管理システムに入庫処理されるが、その後、新品の量水器を納入業者から購入する際に下取りにだしている。過去に、この受け入れた中古量水器が払出されずに長期間滞留してしまったため含み損をかかえることになったと考えられる。したがって、中古量水器については、早急に業者に引取ってもらうことが肝要である。</p>	<p>購入業者から下取り価格額の見積書を取り、処分価額の適正化を図り、処分については早急に行っています。</p>
量水器の購入決裁権限誤り	<p>量水器購入取引が総額2,036千円と2,000千円を超えており、善通寺市水道事業職務権限規程により水道事業管理者である市長の決裁を受けなければならないところ、局長決裁までしか受けていなかった。</p>	<p>平成15年度の購入については、職務権限規程による決裁区分どおり適切に処理しています。</p>
貯蔵品払出時の決裁権限規程の非現実性	<p>貯蔵品の払出しについて、会計規程では、水道事業管理者の決裁を受けることとなっているが、職務権限規程では課長の決裁までとなっている。この貯蔵品の払出処理は経常的であり、会計規程を改正し、職務権限規程と整合させることが望ましい。</p>	<p>指摘のとおり、貯蔵品の払出しについては、職務権限規程とあわせ、会計規程に規定しております決裁権限を水道事業管理者から課長に改正します。</p>

<p>会計処理について</p>	<p>退職給与引当金の計上不足</p>	<p>退職給与引当金は、決算年度末現在の退職金支給対象職員が全員退職したと仮定した場合の要支給額を計上することが必要であるが、平成14年3月31日現在の水道局在籍職員及び在籍経験がある一般会計職員の合計65人の退職金要支給額のうち水道事業負担額は268,816千円となり、同日現在の残高57,886千円と比較して210,930千円の引当不足が生じている。この不足額は、次年度決算で一括計上することが望ましいが、対象者の平均残存勤続期間以内の可能な限り短い期間で規則的に分割して計上することも認められるのとも考えられる。いずれにせよ、早急に決算での対応を要する事項である。</p>	<p>本市のような中小の水道事業体においては、一般会計との人事交流が頻繁に行われることや、一般企業との性質の違いから、指摘のように必要額を全て計上する必要はないと考えます。仮に全額計上した場合、この引当金は使用が退職給与に限定されるため、資金の効率の悪化を招き、計上するメリットがないと思われるため、今後の退職者の見込みを考慮し積み立てていくこととします。</p>
	<p>一般会計からの退職金負担額受入処理誤り</p>	<p>過年度の決算であるが、平成11年度に「職員の退職に伴う退職金の支払に関する覚書」に従って一般会計が負担すべき退職金23,512千円を受け入れた際、繰入金として営業外収益に計上するとともに、退職金支給額は総係費の退職給与金として営業費用に計上した。しかし、一般会計が負担すべき退職金額は、覚書により予め決められた負担割合に基づいたものであるから、水道局は退職金支給時に費用ではなく立替金として処理し、後日、一般会計から入金を受けたときに当該立替金を消し込む処理をすべきであり、今後、留意されたい。</p>	<p>指摘のとおり、今後につきましては水道事業会計において、退職者がいる場合は退職金支給時に費用として計上するのは適切ではないため、立替金として処理いたします。</p>
	<p>修繕引当金の計上基準が不明確であることについて</p>	<p>修繕引当金の計上目的が曖昧であり、計上基準も明確ではなく、過去に一度も取り崩されたことがないことや、大規模な修繕を行う資産に該当する可能性のある浄水場などの設備更新は、修繕費ではなく資本的支出で処理されているため、今後については計上すべきではないと判断する。</p>	<p>指摘のとおり、修繕引当金の計上基準が不明確であるため、修繕計画など計上基準が確定するまでの間、引当計上しないこととします。</p>

電力料金の未 払計上漏れ	費用は原則的に発生主義に基づいて会計処理しているが、例外的に電力料金については、過去からの慣例により発生主義ではなく、現金支払時に費用計上している。しかしながら、このような慣例に合理性は認められず、電力料金も含めたすべての費用を発生主義に基づいて、未払金として計上すべきである。	指摘のとおりであり、平成14年度決算から未払計上しております。
補助金の処理 誤り	香川県から收受した県営工事に対する補助金等がその他営業収益として営業収益に計上されているが、この補助金等は営業費補助の目的で交付されたものであるため、営業外収益に計上すべきであった。	指摘のとおりであり、他会計からの補助金等は営業外収益として処理します。